

第202300224626号  
令和5年12月4日

島根県知事 丸山 達也 様

鳥取県知事 平井 伸治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見  
について（回答）

貴県から令和5年12月4日付原第666号で照会のあったことについては、米子市長及び境港市長の意見を踏まえて、別添のとおり回答します。

については、貴県の島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更に係る最終的な判断に際し、当県県民の安全・安心に対する心情等をお察しいただき、特段の御配慮をお願いします。

## 中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、廃止措置の全体計画及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃炉作業を終えること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。  
特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員（放射線業務従事者）の被ばく低減につなげること。  
万が一、人と環境に影響するおそれのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。
- 3 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）以降の廃止措置計画の変更に際しては、安全を第一義として慎重に検討するとともに、安全協定に基づきその都度鳥取県等に協議を行うこと。また、県民が抱える漠然とした不安に対しても真摯に向き合い、常に県民に寄り添った対応を心掛けること。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して、分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、汚染状況の数値など専門的な情報についても、関係自治体など地元への分かりやすく正確な情報提供に努めるとともに、設備面での対応だけでなく、度重なる不適切事案の再発防止のために、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 6 使用済燃料の全量の搬出・譲渡しについて、責任をもって、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。使用済燃料を搬出するまでの期間は安全に貯蔵すること。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任をもって、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、放射能レベルに応じて適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものも含め、本県へ持ち込まないこと。
- 8 除染に使用した化学薬品等や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 廃止措置の実施に当たっては、本県地元企業を活用すること。

## 国への要望事項

- ① 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置計画の変更認可申請の審査を厳正に行うとともに、廃止期間中においても原子力規制検査等による厳格な検査を行うこと。また、実施内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命じ、特に汚染状況の調査や汚染の除去及び施設の解体撤去については放射線被ばくのリスク管理を含めて厳しく監視すること。（原子力規制委員会）
- ② 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、安全性を確保しつつ円滑かつ着実に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃炉作業を終えるよう指導すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること、特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員（放射線業務従事者）の被ばく低減策を講じるよう指導すること。（経済産業省）
- ③ 廃止措置計画の変更認可申請の審査状況や審査結果及び廃止措置期間中の原子力規制検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。（原子力規制委員会）
- ④ 中国電力株式会社に対し、廃止措置の第2段階以降の変更に際しては、安全を第一義として、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。（経済産業省）
- ⑤ 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して透明性をもって分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。（経済産業省）
- ⑥ 中国電力株式会社に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、責任をもって万全な原子力安全対策を行うよう引き続き指導すること。（原子力規制委員会、経済産業省）
- ⑦ 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、国も使用済燃料対策に主体的に取り組むこと。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分や核燃料サイクルの体制確立等について、国の責任のもと早期に解決を図ること。（経済産業省）
- ⑧ 使用済燃料の搬出や譲渡しが行われるまでの間、原子力規制検査等により、使用済燃料の貯蔵管理が適正に行われるよう、厳しく監視すること。  
（原子力規制委員会）
- ⑨ 中国電力株式会社に対し、原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者の責任において安全かつ適切に処分が行われるよう指導すること。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものを含め、本県へ持ち込まないよう指導すること。（経済産業省）

- ⑩ 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理及び処分については、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に監視すること。（原子力規制委員会）
- ⑪ 廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響の観点から、放射性物質の漏えい防止対策が適切に行われるよう、厳格に監視すること。（原子力規制委員会）
- ⑫ 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施に当たって、本県地元企業の活用を検討するよう指導すること。（経済産業省）
- ⑬ 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府（原子力防災））